

東京大学先端科学技術研究センター 新分野教員公募

東京大学先端科学技術研究センターでは、独立して研究室を主宰する教授を下記の要領で公募致します。先端科学技術研究センターの多彩な分野の研究者と協働しつつ、社会に強いインパクトを与える研究活動を展開できる方の応募をお待ちしています。

職名及び人数	教授 1名
契約期間	着任日より5年間
更新の有無	更新する場合があります。 更新回数は1回とし、更新後に在職できる期間は更新日から最大5年間とする。 更新は、従事している業務の進捗状況、勤務成績、勤務態度、健康状況、予算の状況、契約期間満了時の業務量等を考慮のうえ判断する。
試用期間	試用期間：採用された日から14日間
就業場所	東京大学先端科学技術研究センター（東京都目黒区駒場4-6-1） 変更の範囲：本学の指定する場所（配置換又は出向を意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
業務内容	ビヨンドSDGsを見据え、人間・生態系・地球環境の全てが共生しつつ、安全・安心のもと制約なく繁栄するプラネタリーウェルビーイングの実現を目指して、先端科学技術研究センターに既に存在する複数の研究分野のハブとなり、サイエンスに根ざしたビジョナリーの視点で地球や社会の全体を俯瞰した統合的研究を推進する。 研究内容には以下の1～3の1つ以上を含むことが望ましい。 1) 地球全体を俯瞰したLCA（ライフサイクルアセスメント） 2) エネルギー / 資源 / 生態系のいずれかの観点における、自然（特に海）と人間の関わり 3) 日本全体のレジリエンスの向上 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。 諸手当 賞与（年2回）、通勤手当（原則55,000円/月まで）の他、本学の定めるところによる。
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 博士の学位を有する者 2) 大学院教育に熱心な者 3) 5年間の任期中に東京大学先端科学技術研究センターの環境を十分に活用して、複数の研究室と連携し、研究所に貢献しつつ次世代を切り拓く意思のある者

提出書類	<p>1) 履歴書（次の URL から東大様式の履歴書をダウンロードし、使用して下さい。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</p> <p>2) 主要な研究内容の概要（A4用紙 2 枚程度、英語または日本語）</p> <p>3) 前項の研究内容を示す代表的な研究論文等の PDF（5 件以内 1 部ずつ）</p> <p>4) 5 年間で目指す研究活動の提案、および先端研で生み出せるシナジー、独創性、目指す研究のビジョンと理想など（A4用紙 3 枚程度）</p> <p>5) 研究業績リスト（様式は任意、査読の有無を明記のこと）</p> <p>6) 競争的資金獲得状況リスト</p> <p>7) 応募者についての参考意見を伺える方 3 名の氏名・所属・連絡先</p> <p>※その他必要に応じ、追加の書類・資料を求めることがあります。 書類選考の上、面接を行います。</p>
提出方法	<p>提出書類をメール添付にて「bf_prof@rcast.u-tokyo.ac.jp」宛に送付すること。その際、メールのタイトルを「新分野教員応募」とすること。</p> <p>※ 2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p>
応募締切	<p>2025 年 1 月 27 日（月）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p>
問い合わせ先	<p>〒153-8904 東京都目黒区駒場 4 - 6 - 1 東京大学先端科学技術研究センター所長 杉山正和 e-mail: bf_prof@rcast.u-tokyo.ac.jp</p>
募集者名称	<p>国立大学法人東京大学</p>
受動喫煙防止措置の状況	<p>敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・ 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・ 産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：産前・産後休暇及び育児休業による中断期間分を雇用延長することがある（東京大学における教員の任期に関する規則第 3 条による。詳細は応相談）。 ・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。